

7 大 石 美 雪 議 員

- 1 磯焼け対策とこれからの施策について
- 2 不登校の児童・生徒の現状と施策について



1 磯焼け対策とこれからの施策について

日本の沿岸部での藻場の衰退は、明治時代中頃から磯焼けの認識が高まり、現在では、ほぼすべての都道府県でその状態が確認されています。

日本の沿岸部の磯焼けの主な原因として考えられている内容としては、地球温暖化による海水温の上昇、海藻を食べるウニなどの植食動物による食害、栄養塩の不足、海流の変化、河川からの砂泥の流入、海岸開発による環境悪化等が挙げられています。

日本海周辺には黒潮から分岐して日本海沿岸を北上する暖かい対馬海流とシベリア南東部から日本海に南下してくる冷たいリマン海流とがぶつかり合う世界有数の好漁場となっている。

こうしたことを踏まえ、栄養塩のうち特に窒素量の多い硝酸態窒素とリン酸態リンの含有量について昭和61年、1986年からの変化を調べていただきました。

その結果、春から夏に少なく、秋から冬に多くなっていて、経年での減少はないものの、ホソメコンブの成長に必要な栄養塩の量は秋から冬の時期でさえ不足している数値で、黒潮と親潮のぶつかる太平洋側より日本海側の方が栄養塩が不足しているとのことでした。

そこで伺います。

- 1、岩内沿岸の磯焼けの状況は。
- 2、岩内沿岸の磯焼けの主な原因は。
- 3、補助金を活用して試みた磯焼け対策は。
- 4、山は海の恋人といわれています。山に十分な植林はできている状態ですか。
- 5、ミネラルの豊富な岩内町の海洋深層水を磯焼け対策として試したことありますか。
- 6、本年10月に訪問した増毛町の磯焼け対策で使用しているのは、鉄鋼スラグを使って二価鉄を作りそれを海水に溶かす方法ですが、町で試みる考えはありますか。

【答弁】

町長：

1項めの、岩内沿岸の磯焼けの状況はと、2項めの、岩内沿岸の磯焼けの主な原因是、については、関連がでありますので併せてお答えいたします。

磯焼けについては、本町のみならず、日本各地の海岸で磯焼け現象が起きており、一般的に磯焼けとは、海岸に生えているコンブやワカメ、その他の海藻が減少して不毛の状態となり、代わりにサンゴモと呼ばれる硬い殻のような海藻が、海底の岩の表面を覆いつくす状態とされております。

その要因につきましては、温暖化による海水温の上昇や海流の変化、ウニなどの藻食動物による食害、大量の河川水や砂泥の流入など、複合的な要因によるものと認識しております、本町においても、同様に前浜浅海域において磯焼けが確認されております。

3項めは、補助金を活用して試みた磯焼け対策は、についてであります。

本町におきましては、これまで岩内郡漁業協同組合及び後志地区水産技術普及指導所と連携し、平成30年度から令和6年度まで、敷島内地区の一部前浜において、国の水産多面的機能発揮対策事業を活用し、浅海漁業者やダイバーによる食害生物であるキタムラサキウニの除去及び移植作業を行い、その後に、海藻の種苗やコンブの母藻を設置する藻場造成事業を実施するなど、本町の前浜により効果的なものとなるよう、事業内容の改善を図りながら、藻場造成事業を実施してきたところであります、近年の海水温の上昇などを踏まえ、関係する漁業者などと協議し、今後より効果的な取り組みとなるよう再検討するため、現在は取り組みを中断しているところであります。

4項めは、山に十分な植林はできている状態ですか、についてであります。

植林の目的は木材生産だけでなく、水源涵養や土砂崩れ防止などの環境保全の目的などがありますが、基本的には、森林の所有者の目的、意向に沿った植林が進められることから、十分な植林ができている状態かについては把握できません。

5項めは、岩内町の海洋深層水を磯焼け対策として試したことありますか、についてであります。

北海道日本海側を中心とした、海洋深層水を活用した磯焼け対策としての藻場造成の研究があることは承知しておりますが、この中では、一定の効果は認められるものの、その効果を発揮するための潜堤などの外郭施設の必要性、使用する海洋深層水の有効必要量など、検討すべき課題が多いことから、これまでに、岩内町の海洋深層水を磯焼け対策として試したことはありません。

6項めは、増毛町の鉄鋼スラグを使った磯焼け対策を試みる考えはありますか、についてであります。

増毛町など全国各地で取り組まれている鉄鋼スラグを用いた藻場造成につきましては、民間事業者が開発した製品で、磯焼けで藻場が失われた海域に、鉄分を人工的に生成する鉄鋼スラグ製品を埋設し、藻場の再生を図るというものであり、磯焼け対策などにおいて、一定の効果はあるものの、ウニ漁を行う漁場での効果が見られていないことや、費用対効果などの課題もあり、今後、導入地域において具体的な効果検証がなされるものと考えております。

このような取り組みは、本町が抱える課題解決において有用であると考えておりますが、藻場造成や基盤の整備費用、経済的効果など、多くの課題も認められるため、まずは、各地で行われている取り組みの費用対効果を含めた成果

などの情報収集に努めることが必要と考えていることから、現時点でこのような取り組みを行う考えには至っていないところであります。

いずれにしましても、本町前浜における効果的な磯焼け対策は、優先的に取り組まなければならない事業であることから、引き続き、関係する漁業者からの意見の収集や、岩内郡漁業協同組合及び後志地区水産技術普及指導所などの関係機関との協議を重ねてまいります。

< 再 質 問 >

1つ。平成30年から令和6年度までに行った国の水産多面的機能発揮対策事業での取り組みの結果の検証はどのようなものでしたか。

2つ。海洋深層水を使って昆布などの育成を陸上水槽で実験的にやってみる考えはありますか。

【答 弁】

町 長 :

1項めは、平成30年度から令和6年度までに行った国の水産多面的機能発揮対策事業での取り組みの結果の検証はどのようなものですか、についてであります。

平成30年度から令和6年度までに行った国の水産多面的機能発揮対策事業での取り組みの結果の検証については、補助事業において取り組みの効果として、事業評価をしておりますが、近年の海水温上昇などの影響から、その年で繁茂の状況などにばらつきが見られたため、現在は中断し、改めて関係する漁業者からの意見の収集、岩内郡漁業協同組合などの関係機関と検討しているところであります。

2項めは、海洋深層水を使ってコンブなどの育成を陸上水槽で試験的にやってみる考えはありますか、についてであります。

海洋深層水を使っての磯焼け対策を目的としたコンブなどの陸上養殖については、現在、地場産業サポートセンターと岩内郡漁業協同組合の使用量からすれば、磯焼け対策として使用できる水量は限られていることや、効果を発揮するために必要となる外郭施設などに要する費用を考えた場合、検討すべき課題が多いことから、現時点においては、海洋深層水を使ってコンブなどの育成を陸上水槽で行う考えには至っておりません。

2 不登校の児童・生徒の現状と施策について

文部科学省が公表した、児童生徒の問題行動、不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果によると、全国で令和6年度の不登校の児童生徒数は、小学校で137,704人、約44人に1人、中学校で216,266人で約15人に1人、合計353,970人と過去最多となっていますが、新規不登校児童生徒数では、前年度との増加率で9年ぶりに小中学校ともに減少しました。しかし、ここ10年間では約9万人増で約3倍となっています。

そこで伺います。

1、小中学校の不登校児童、生徒について、現在の学校ごとの人数は。またここ10年間での推移は。

学校内外の機関などで専門的な相談や指導などを受けていない不登校の児童・生徒数は全国では約38.3%で135,724人です。

2、小中学校における不登校児童、生徒への支援について。

1、主な担当は担任の先生ですか。

2、スクールカウンセラーなどに相談できている人数や頻度は。

3、最近の支援内容は。

4、教育委員会が行っているつばさ教室の利用状況は。

5、保護者等との相談や話し合いは、どの程度できていますか。

不登校以外での長期欠席も増えていて、平成26年度では62,154人で、令和6年度では153,000人で、10年間では約2.5倍となっています。理由としては、病気、けが、保護者の教育への考え方、家族の介護や家事、連絡先が不明などです。

3、小中学校における不登校以外での長期欠席者は何名で、その理由は。

民間調査の結果では、子どもの不登校をきっかけに親の仕事にも影響がでて、退職したが17.6%で休職が7.2%、早退・遅刻・欠勤が増えたが37.5%になっていて、家族のみならず職場、企業に、そして社会が対応を迫られていることになります。

4、小中学校の不登校の児童生徒の保護者が、退職や休職を決断しなければならない時、町ができるることは。

こども家庭庁の、地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援事業では令和7年度の実施団体は北海道では旭川市となっています。

5、児童生徒にとってこの事業は有効な事業になると思われますか。

現在、すべての子どもたちの可能性を最大限引き出す教育が求められている中、教室では、同学年による同年齢の集団で、同調圧力が働きやすく、学校に馴染めず苦しむ子どもも一定数存在し、不登校、不登校傾向の子どもは年々増加の一途をたどっている。さらに、一斉授業のスタイルでは、一定の学力層に焦点をあてざるを得ず、結果として、浮きこぼれ、落ちこぼれ、双方を救えていない現状があります。また、困難を抱えていても、一見困難に直面しているように見えず見過ごされてしまう場合があり、子どもたちも多様化しています。このように教師一人、二人での一斉授業のスタイルは限界にきていて、どう変わるべきかが問われているのではないでしょうか。

6、教育委員会の見解を求める。

7、4校の統廃合ができる岩内中央学園での授業のスタイルはどのようなもの

になりますか。

8、岩内中央学園での不登校の児童、生徒、保護者などへの取り組みはどのように考えていますか。

平成29年2月に施行された、教育機会確保法では、不登校を、休養の必要な状態と位置づけ、文部科学省の指導方針を大きく変えています。施行前は、学校復帰を最終目標に据えていましたが、将来、社会的自立につながる支援を重視する方針に転換しています。教育委員会が設置する、教育支援センターや民間が運営する、フリースクールなど学校以外にも学びの場を広げ、国や自治体が支援する仕組みを定めています。

9、教育機会確保法に基づき、岩内町で取り組んでいることはどのようなことですか。

公立では道内初の学びの多様化学校が、令和8年4月に釧路市に開校します。不登校傾向にある釧路市在住の中学生が対象。定員は一学年15名で45名。年間の総授業時間を16%減らし850時間とし、生徒の負担を減らすなど学習指導要領に縛られずにカリキュラムを組めるのが特徴。文部科学省は令和9年度までに全都道府県に設置し、将来的には全国で300校の設置を目指す方針。

10、町は、閉校になる4校のいずれかを、不登校または不登校傾向にある児童、生徒の学びの場や学びの多様化学校にする考えはありますか。または、設置する考えはありますか。

【答弁】

町長：

4項めは、小中学校の不登校の児童生徒の保護者が、退職や休職を決断しなければならない時、町ができるることはについてあります。

児童生徒の不登校により、保護者が退職や休職を決断しなければならない場合に、その家庭における経済状況にもよりますが、その後の収入の確保や、新たな就労先といった経済的自立についての不安のほか、不登校児の養育や家事といった生活面など多くの課題に直面することが考えられます。

町では、経済的な問題も含め、町民の福祉に関する総合的な窓口を社会福祉課に設置しており、これまでも様々な悩み事についての相談を受けているところであります。

具体的な対応としては、国や北海道などの関係機関と連携しながら、経済的な支援や就労、生活支援など各種支援制度について丁寧な説明を行い、支援を求める方に寄り添い、教育委員会と連携し課題解決に向けた相談支援を実施しております。

5項めは、児童生徒にとって、地域における不登校の子どもへの切れ目ない支援事業は有効な事業になると思われますかについてであります。

本事業につきましては、子ども家庭庁が都道府県や市町村に委託し、教育委員会と首長部局の連携等による地域における不登校の子どもへの切れ目ない支援体制の構築が掲げられております。

令和7年8月現在、全国で11の自治体が実施しており、道内では唯一旭川市が、地域ボランティアの活用による居場所や体験活動の提供、関係機関との連携による交流会等の開催、個別支援プランの作成による専門的な支援と訪問等による定期的な相談支援に取り組んでいると承知しておりますが、実施事例が府県や市に集中しており、これには都市部におけるサービス資源の豊富さも関係しているものと推測しているところであります。

したがいまして、本事業が有効かどうかの判断については、現状の都市部における事例だけで、人口やサービス施設等が本町と同規模程度の事例がない中では、難しいものと考えております。

【答弁】

教育長：

1項めは、小中学校の不登校児童生徒について、現在の学校ごとの人数は。また、ここ10年間での推移はについてあります。

令和7年4月から11月末までにおいて、30日以上欠席している児童生徒で、北海道教育委員会に報告した人数で申し上げますと、東小学校13名、西小学校9名、第一中学校7名、第二中学校13名となっております。

また、平成27年度から令和6年度の10年間の推移を、不登校児童生徒の割合で申しますと、東小学校が1.4%から8.6%に、西小学校が0.8%から7.0%に、第一中学校が3.3%から10.6%に、第二中学校が2.9%から11.8%となっており、令和5年度までは増加しておりましたが、令和6年度以降については、総体的に減少の傾向となっております。

2項めは、小中学校における不登校児童、生徒への支援についてであります。

はじめに、主な担当は、担任の先生ですか、についてであります。

初期の対応を担うのは、主に学級担任となります。養護教諭や、特別支援教育コーディネーター、生徒指導担当教諭、スクールカウンセラーなどを含めた学校全体で教育相談体制を整備し、支援の目標や方針を定め、個々の児童生徒の状況に応じた支援を行っております。

次に、スクールカウンセラーなどに相談できている人数や頻度はについてであります。

令和7年度において、11月末時点で相談のあった延べ人数で申しますと、東小学校の児童で7名、保護者が3名、西小学校の児童で8名、保護者が6名、第一中学校の生徒で16名、保護者が3名、第二中学校の生徒で8名、保護者が4名となっております。

相談の頻度につきましては、スクールカウンセラーの派遣を小学校で月1回、中学校で月2回行っており、その中で、児童生徒や保護者との面談を行っております。

次の、最近の支援内容はと8項めの、岩内中央学園での不登校の児童、生徒、保護者などへの取り組みは、どのように考えていますかについては、関連がありますので、併せてお答えいたします。

不登校児童生徒の支援としましては、一人ひとりのニーズに応じた学習環境の整備や、相談体制づくりとして、オンラインによる授業配信や、空き教室や保健室などを活用した居場所づくりを実施しており、スクールカウンセラーとの相談においても、児童生徒や保護者が、抱える様々な悩みを受け止め、心のケアや専門的指導などを行っております。

また、不登校の未然防止として、各学校においては、安全、安心で楽しい学校や温かな学級づくり、一人も取り残さない授業づくりなどに取り組んでいるほか、特別支援教育の視点を踏まえた児童生徒の理解に努め、新たな不登校児童生徒を生まない体制づくりに務めているところであります。

岩内中央学園におきましても、これまでの取り組みを継続し、一人ひとりのニーズにあった学びの場を確保し、児童生徒や保護者に必要な支援を実施していくとともに、この開校を不登校児童生徒への大きな機会と捉え、安全、安心な魅力ある学校づくりに、努めてまいります。

また、教育環境の変化により、不安を抱える児童生徒には、きめ細やかな配慮や、早期対応、未然防止に努めるとともに、新しい体制や学校施設を生かし、

不登校の解消に向けた支援策について検討を行っているところであります。

次に、教育委員会が行っているつばさ教室の利用状況はについてであります。

本年11月末現在、1名の登録があり、つばさ教室の利用は1回で、その後は、継続した利用には繋がっていないことから、支援員による電話連絡や家庭訪問などにより、継続的な支援を行っているところであります。

次に、保護者等との相談や話し合いは、どの程度出来ていますかについてであります。

保護者から、児童生徒が学校を欠席する旨の連絡があった際には、電話で、子どもの状況確認や家庭での過ごし方などの状況確認を行っているほか、欠席が続いた場合には、学校において、定期的に家庭訪問を実施し、子どもの状況確認や、保護者と、情報共有を図っております。

不登校の対応においては、教職員と保護者との信頼関係に基づく情報共有が不可欠であることから、保護者が不安や、抵抗感を感じることがないような関わりを心がけ、保護者から悩みなどを聞き取りし、必要に応じて、スクールカウンセラーとの面談や福祉部局などの関係機関へと、繋げる支援を行っております。

3項めは、小中学校における不登校以外での長期欠席者は何名で、その理由はについてであります。

令和7年度において、不登校以外の病気や経済的理由などにより、30日以上の長期欠席者は確認しておりません。

6項めの、教師一人、二人での一斉授業のスタイルは限界にきていて、どう変わるべきかが問われているのではないか、教育委員会の見解を求めますと、7項めの、4校の統廃合ができる岩内中央学園での授業のスタイルは、どのようなものになりますかについては、関連がありますので、併せてお答えいたします。

学習指導要領等においては、今後の教育課程の在り方について、資質、能力の育成を着実に進めることが重要であり、そのためには、新たに学校における基盤的ツールとなるICTも最大限有効的に活用しながら、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく育成する、個別最適な学びと、子どもたちの多様な個性を最大限に生かす、協働的な学びの一体的な充実が図られることが求められますと示されております。

本町におきましても、国が示した個別最適な学びと、協働的な学びの一体的な実現に向け、現在小中学校4校において授業改善に取り組んでいるところであります。

具体的な取り組みといたしましては、教師が一方的に教える、講義型の授業からの転換を図るため、子どもたち一人ひとりの実態に合わせた授業づくり、教師主導から子ども主体の授業づくりへの転換、見通しのある学習にするため、1時間毎の授業づくりではなく、単元を見通した授業づくり、これら3つの方針を柱として、4校の先生方が校内外での研修等も実施しながら、授業改善に取り組んでいるところであります。

来年4月に開校する岩内中央学園での授業スタイルにつきましても、現在取り組んでいる授業改善を継続して実施とともに、新しい学校ではICT環境もこれまで以上に充実することから、子どもたちが自分にあった学びの選択が可能となるよう、更なる個別最適な学びと、協働的な学びの一体的実現に向けた取り組みを進めてまいります。

9項めは、教育機会確保法に基づき、岩内町で取り組んでいることはどのようなことですかについてであります。

義務教育の段階における普通教室に相当する教育の機会の確保等に関する法律に基づき、本町において、取り組んでいる事業といたしましては、学校外の取り組みとして、岩内地方文化センター内に教育支援教室、つばさ教室を設置し、基礎学力の補充や生活習慣の改善等を支援しているところであり、学校内の取り組みとしましては、児童生徒の心のケアや専門的指導を行うため、臨床心理士の資格を有するスクールカウンセラーを配置しております。

10項めは、閉校となる4校のいずれかを、不登校または不登校傾向にある児童生徒の学びの場や、学びの多様化学校にする考えはありますか。または、設置する考えはありますか、についてであります。

学びの多様化学校につきましては、不登校の児童生徒の実態に配慮し、特色ある教科の新設や授業時間数の削減などにより、特別な教育課程を編成できる学校であり、道内では、これまで私立での設置はありましたが、来年4月に釧路市が公立で初めての開校を予定しているものであります。

本町では、現在、小中学校4校の利活用方針について、具体的な検討を進めているところでありますが、教育委員会といたしましては、現時点で、学びの多様化学校においては、閉校する学校、町内に、設置する考えには至っておりません。

学びの場におきましても、閉校する学校への設置は、現時点で考えておりませんが、学びの場が、多様で、居場所につながる支援となるよう、検討を加えてまいります。

< 再 質 問 >

小中学校における不登校児童生徒への支援では、初期の対応を担うのは主に学級担任で、それ以降の教育相談体制を整備し、目標や方針を定め、状況に応じた支援を行っているとしていますが、学級担任の先生の対応は続くのでしょうか。

2つ目、小中学校における不登校児童生徒のスクールカウンセラーと相談できている数値は、通学できている児童生徒の数ではないですか。

質問の4つ目の、小、中学校の不登校の児童生徒の保護者が退職や休職を決断しなければならないときの国や道でやっている支援制度にはどのようなものがありますか。

【答 弁】

町 長 :

3項め、国や道が実施している施策についてのご質問であります。

保護者の退職や休職により、家計を維持する収入がなくなるような場合に、金銭面では、生活保護法による生活保護制度がありますが、困窮度合いが、一時的なものである場合等については、北海道が実施している、生活困窮者自立相談支援事業により、自立に向けた相談や、家計改善、就労支援などの相談に柔軟に応じる制度のほか、厚生労働省の要綱に基づき社会福祉協議会が実施している、生活福祉資金貸付制度などがあります。

【答 弁】

教 育 長 :

1項めは、小中学校における不登校児童生徒への支援について、学級担任の対応は続くのですかについてであります。

小中学校における、不登校児童生徒への学級担任の関わりにつきましては、初期の対応はもとより、その後の支援につきましても、引き続き、学級担任を中心として支援の目標や方針を定め、個々の児童生徒の状況に応じた支援を行っております。

2項めは、スクールカウンセラーと相談できている数値は、通学できている児童生徒の数ではないですかについてであります。

1回目の答弁で申し上げた、令和7年度、11月末時点で相談のあった延べ人数の数値につきましては、不登校児童生徒をはじめ、学校に不安や悩みを抱える児童生徒や、不登校傾向の児童生徒などに対し、カウンセリングを行った人数であります。